

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
別表第9 休職期間等換算表 (第35条関係)		附 則 この細則は、平成19年6月28日から施行する。 別表第9 休職期間等換算表 (第35条関係)	
休職等の期間	換算率	休職等の期間	換算率
(略)		(同 左)	
京都大学教職員就業規則第15条第1項第3号の規定による休職の期間	3 / 3 以下	京都大学教職員就業規則第15条第1項第3号の規定による休職の期間	3 / 3 以下
		京都大学教職員就業規則第15条第1項第4号の規定による休職の期間	2 / 3 以下